

<h1>岡山県公報</h1>	発行 岡山県	<p>目次</p>
<p>目次</p> <p>【条 例】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 岡山県税条例等の一部を改正する条例○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 <p>【解 説】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公布した条例の解説	<p>担当課（室）</p> <p>税務課 農村振興課 総務学事課</p>	<p>目次</p> <p>担当課（室）</p>

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十一号

岡山県税条例等の一部を改正する条例

（岡山県税条例の一部改正）

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の二中「この条及び」を「この条、」に改め、「第四十九条の四」の下に「及び附則第十四条の二第二項」を加える。

第四十七条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

第五十条第一項中「いう」の下に「。附則第十四条の二第二項及び附則第十四条の二の三において同じ」を加える。

附則第六条の四中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

附則第十四条の二を次のように改める。

（法人の県民税の特定寄附金税額控除）

第十四条の二 法人税法第二百一十一条第一項（同法第四百六十六条第一項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号。次項及び附則第十四条の二の三において「平成二十八年地域再生法改正法」という。）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地方公共団体（次項及び附則第十四条の二の三において「認定地方公共団体」という。）に対して法附則第八条の二の二第一項に規定する特定寄附金（次項及び附則第十条の二の三において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、法附則第八条の二の二第一項に規定する寄附金支出事業年度（附則第十四条の二の三において「寄附金支出事業年度」という。）の法第五十三条第一項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき県民税の法人税割額から、法附則第八条の二の二第一項に規定する控除額を控除する。

2 連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）が、平成二十八年地域再生法改正法の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度の法第五十三条第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべ

き県民税の法人税割額から、法附則第八条の二の二第三項に規定する控除額を控除する。
附則第十四条の二の二の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の特定寄附金税額控除)

第十四条の二の三 法人税法第二百一十一条第一項(同法第四百六条第一項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人又は同法第二百一十一条第一項の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、平成二十八年地域再生法改正法の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、寄附金支出事業年度に係る第四十九条の規定により申告納付すべき事業税額から、法附則第九条の二の二第一項に規定する控除額を控除する。

附則第十四条の六第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第六十六条第一項第一号」を「同号」に、「においては」を「には」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

附則第十四条の八を削る。

附則第十七条の五中「においては」を「には」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第二十一条の四第一項中「の各号」を削り、「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。第三項第一号」に、「定めるものをいう。以下この条」を「定めるものをいう。同項第二号」に改め、「。次項において同じ」及び「。同項において同じ」を削り、「次項及び第四項第三号」を「第三項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は第二項」及び「から第三項まで」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項第二号中「、平成二十一年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(第四号及び第五号において「排出ガス保安基準」という。)で省令で定めるもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。))」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。)」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この号及び次項において「エネルギー消費効率」という。))が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効

平成28年3月31日 岡山県公報 号外

第一百七十七条第一項第二号イ②				第一百七十七条第一項第二号イ①				第一百七十七条第一項第二号ロ																				
四四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二六、五〇〇円	二九、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二二、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一四、五〇〇円	一二、〇〇〇円	二〇、六〇〇円	一〇、二〇〇円	六、三〇〇円	四〇、五〇〇円	三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二〇、五〇〇円	一六、〇〇〇円	一一、五〇〇円	八、〇〇〇円	一五、一〇〇円	七、五〇〇円	四、七〇〇円	二九、五〇〇円	二五、五〇〇円	一二、〇〇〇円	一八、五〇〇円
二二、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一三、五〇〇円	一四、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	五、五〇〇円	三、二〇〇円	二〇、五〇〇円	一七、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	八、〇〇〇円	六、〇〇〇円	四、〇〇〇円	八、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、四〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	九、五〇〇円

平成28年3月31日 岡山県公報 号外

第一百七十七条第一項第五号イ③	第一百七十七条第一項第五号イ②	第一百七十七条第一項第五号イ①	第一百七十七条第一項第四号ロ							第一百七十七条第一項第四号イ	第一百七十七条第一項第三号ロ②							第一百七十七条第一項第三号ロ①										
一一、二〇〇円	一三、八〇〇円	二二、〇〇〇円	一〇、四〇〇円	五、三〇〇円	八、八〇〇円	六、〇〇〇円	三、九〇〇円	六、七〇〇円	四、五〇〇円	六、〇〇〇円	四、五〇〇円	八三、〇〇〇円	七四、〇〇〇円	六五、五〇〇円	五七、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二二、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一四、五〇〇円	一二、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五〇、五〇〇円
六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	五、五〇〇円	三、〇〇〇円	四、五〇〇円	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、五〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	四一、五〇〇円	三七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二八、五〇〇円	二四、五〇〇円	二〇、五〇〇円	一六、五〇〇円	一四、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二八、五〇〇円	二五、五〇〇円

平成28年3月31日 岡山県公報 号外

第一百七条第四項第一号イ	第一百七条第一項第五号ロ(5)					第一百七条第一項第五号ロ(4)								第一百七条第一項第五号ロ(3)		第一百七条第一項第五号ロ(2)		第一百七条第一項第五号ロ(1)	第一百七条第一項第五号イ(4)											
六、三〇〇円	八、六〇〇円	一五、三〇〇円	二四、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	八八、八〇〇円	七〇、四〇〇円	六一、二〇〇円	五三、二〇〇円	四六、四〇〇円	四〇、八〇〇円	三六、〇〇〇円	三一、六〇〇円	二七、六〇〇円	二三、六〇〇円	三五、九〇〇円	二二、九〇〇円	一四、五〇〇円	一八、七〇〇円	三〇、〇〇〇円	一三、八〇〇円	六、四〇〇円	一一、三〇〇円	一七、七〇〇円	二五、五〇〇円	二二、〇〇〇円	二六、五〇〇円	一六、八〇〇円		
三、二〇〇円	四、五〇〇円	八、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一五、〇〇〇円	四四、五〇〇円	三五、五〇〇円	三一、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二三、五〇〇円	二〇、五〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一一、五〇〇円	七、五〇〇円	九、五〇〇円	一五、〇〇〇円	七、〇〇〇円	三、五〇〇円	六、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一三、五〇〇円	八、五〇〇円		

第七十七条第四項第一号ロ	三、七〇〇円	一、八〇〇円
第七十七条第四項第一号ハ	三、七〇〇円	一、八〇〇円
第七十七条第四項第二号イ	四、七〇〇円	二、三〇〇円
第七十七条第四項第二号ロ	六、三〇〇円	三、二〇〇円
第七十七条第四項第二号ハ	八、〇〇〇円	四、〇〇〇円
第七十七条第四項第二号イ	五、二〇〇円	二、六〇〇円
第七十七条第四項第二号ロ	五、二〇〇円	二、六〇〇円
第七十七条第四項第二号ハ	六、三〇〇円	三、二〇〇円
	八、〇〇〇円	四、〇〇〇円

附則第二十一条の四中第七項を第四項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四項及び第五項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第六項及び第七項」を「前二項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第二十六条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「中」「百分の三・一」を「中」「百分の一・九」に、「百分の一・六」と、「百分の四・六」を「百分の〇・三」と、「百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改め、「第四十七条第一項第二号」とあるのは「附則第二十六条の規定により読み替えられた第四十七条第一項第二号」と、を削る。

（岡山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 岡山県税条例の一部を改正する条例（平成七年岡山県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「同項」を「同条第一項」に改める。

附則第四項中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」に改める。

（岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成二十七年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中岡山県税条例第四十七条の改正規定及び同条例附則第二十六条の改正規定を削る。

附則第一項第二号中「附則第九項」を「附則第四項」に改める。

附則第四項の前の見出し及び同項から附則第八項までを削り、附則第九項を附則第四項とする。

附則第十項の前の見出しを削り、同項中「施行日」を「この条例の施行の日」に、「旧条例」を

「第一条の規定による改正前の岡山県税条例（以下「旧条例」という。）」に改め、同項を附則第

五項とし、同項の前に見出しとして「(たばこ税に関する経過措置)」を付し、附則中第十一項を第六項とし、第十二項から第十四項までを五項ずつ繰り上げる。

附則第十五項中「附則第十二項」を「附則第七項」に改め、同項の表第七十三条の四の二の項中「附則第十三項」を「附則第八項」に改め、附則第十五項を附則第十項とする。

附則第十六項中「附則第十二項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第十七項を附則第十二項とする。

附則第十八項中「附則第十三項から附則第十六項」を「附則第八項から附則第十一項」に改め、同項の表中「附則第十三項」を「附則第八項」に、「附則第十七項」を「附則第十二項」に、「附則第十四項」を「附則第九項」に、「附則第十五項」を「附則第十項」に、「附則第十二項」を「附則第七項」に、「附則第十八項」を「附則第十三項」に、「附則第十六項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十九項を附則第十四項とする。

附則第二十項中「附則第十三項から附則第十六項」を「附則第八項から附則第十一項」に改め、同項の表中「附則第十三項」を「附則第八項」に、「附則第十九項」を「附則第十四項」に、「附則第十四項」を「附則第九項」に、「附則第十五項」を「附則第十項」に、「附則第十二項」を「附則第七項」に、「附則第二十項」を「附則第十五項」に、「附則第十六項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第二十一項を附則第十六項とする。

附則第二十二項中「附則第十三項から附則第十六項」を「附則第八項から附則第十一項」に改め、同項の表中「附則第十三項」を「附則第八項」に、「附則第二十一項」を「附則第十六項」に、「附則第十四項」を「附則第九項」に、「附則第十五項」を「附則第十項」に、「附則第十二項」を「附則第七項」に、「附則第二十二項」を「附則第十七項」に、「附則第十六項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十七項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定 公布の日
- 二 第一条中岡山県税条例第四十二条の二及び第五十条第一項の改正規定並びに同条例附則第十四条の二の改正規定及び同条例附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第七項及び第九項の規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)の施行の日

(法人の事業税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の岡山県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人（三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第四十四条第一号イに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除して計算した金額。次項から附則第六項までにおいて「平成二十八年度分調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例附則第二十六条の規定により読み替えられた新条例第四十七条第一項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新条例第四十九条第一項（第二号を除く。）の規定により申告納付すべき事業税額（次項から附則第六項までにおいて「平成二十八年度分法人事業税額」という。）から控除する。
 - 一 当該事業年度の新条例第四十四条第一号イに規定する付加価値額に、百分の〇・七二を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
 - 二 当該事業年度の新条例第四十四条第一号ロに規定する資本金等の額に、百分の〇・三を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
 - 三 当該事業年度の新条例第四十四条第一号ハに規定する所得を新条例第四十七条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分した金額に、当該区分に応ずる第一条の規定による改正前の岡山県税条例附則第二十六条の規定により読み替えられた同条例第四十七条第一項第一号ハの表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- 4 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十八年度分調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除する。
- 5 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人（三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業

年度に係る新条例附則第二十六条の規定により読み替えられた新条例第四十七条第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除する。

一 附則第三項第一号及び第二号に掲げる金額

二 当該事業年度の新条例第四十四条第一号ハに規定する所得に、百分の三・一を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

6 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十八年度分調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円を除いて得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除する。

7 新条例附則第十四条の二の三の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

（個人の県民税に関する経過措置）

8 新条例附則第六条の四の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の県民税に関する経過措置）

9 新条例附則第十四条の二の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

10 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

11 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年分までの自動車税については、なお従前の例による。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

岡山県条例第四十二号

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六十三号を第六十九号とし、第五十九号から第六十二号までを六号ずつ繰り下げ、第五十八号の次に次の六号を加える。

五十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定による狩猟免許の申請に対する審査 次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者 三千九百円

ロ その他の者 五千二百円

六十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定による狩猟免許の再交付 千円

六十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定による狩猟免許の更新の申請に対する審査 二千九百円

六十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項の規定による狩猟者の登録 千八百円

六十三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証の再交付 千五百円

六十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定による狩猟者記章の再交付 千円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部改正）

2 岡山県環境文化関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五十五号から第六十号までを削る。

(解説)

◎ 岡山県税条例等の一部を改正する条例について

地方税法等の一部改正に伴い、法人の事業税の税率を改めるとともに、法人の県民税及び事業税について寄附金税額控除の特例を設ける等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

執行体制の再編整備により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許の申請に対する審査等に係る事務を農林水産部が分掌することとなることに伴い、規定の整備を行うものである。